

一関地区広域行政組合特別職の職員に対する感謝状の贈呈に関する規則

平成19年9月13日

一関地区広域行政組合規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、管理者が任命し、又は委嘱した特別職の職員（就任について公選又は議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職員を除く。以下「特別職の職員」という。）で永年にわたり勤務し、かつ、功労のあった者に管理者が感謝状を贈ることを目的とする。

(感謝状)

第2条 感謝状は、次の各号に該当する者に対して贈呈する。ただし、特別の事由があると認めるときは、第1号の期間を短縮することができる。

- (1) 連続して10年間その職にあった者並びに現にその職にある者
- (2) 住民の信望あつく、かつ、功労が顕著であり、他の模範とするにふさわしい者

(時期)

第3条 感謝状の贈呈は、必要に応じて行う。

(記念品)

第4条 感謝状には、記念品を添えることができる。

(感謝状を受ける者が死亡したとき)

第5条 感謝状を受ける者が死亡したときは、その遺族に対し、感謝状の贈呈を行うものとする。

(補則)

第6条 この規則によるもののほか、実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において解散前の東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合又は一関地方広域連合の特別職の職員であった者で引き続き一関地区広域行政組合の特別職の職員となった者の第2条第1項の期間は、通算する。